

【2011 年 11 月 9 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 60 号 ■

【今号の内容】

- 岩手県と宮城県の一部市町で延長していた労働保険料などの申告・納付期限を 12 月 15 日としました
- テレワークセミナーの東京会場を変更します

岩手県と宮城県の一部市町で延長していた労働保険料などの
申告・納付期限を 12 月 15 日としました

厚生労働省では、東日本大震災に伴い、被害の大きい岩手県、宮城県、福島県の 3 県にある事業所について、労働保険料などの納付期限の延長を行っています。以下の市町については納付期限を 12 月 15 日（木）としましたので、お知らせします。

○適用地域：

〔岩手県〕 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、
上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町

〔宮城県〕 気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○納付期限：平成 23 年 12 月 15 日（木）

（労働保険料の年度更新も同日まで延長します）

○対 象：平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 14 日までに納付期限を迎える
労働保険料（※ 1）・障害者雇用納付金（※ 2）・
社会保険料（※ 3）

- （※ 1） ・ 労働保険料、特別保険料
・ 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金
- （※ 2） 対象地域に主たる事務所がある事業主が対象
- （※ 3） ・ 厚生年金保険料
・ 全国健康保険協会の管掌する健康保険料
・ 船員保険料
・ 子ども手当に関する拠出金

期限までの納付が困難な場合は、申請により納付が猶予・免除されることがあります（障害者雇用納付金については猶予のみ）。

なお、次の市町村については、引き続き、納付期限を延長します。延長後の期限は、決定次第お知らせします。

○引き続き納付期限の延長が行われる市町村

〔宮城県〕石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

〔福島県〕田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、
双葉郡樽葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、
双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

労働保険料：事業所のある地域を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署

- ・ 障害者雇用納付金：事業所のある地域を管轄する都道府県労働局、
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・ 社会保険料：事業所のある地域を管轄する年金事務所

【労働保険料の免除・猶予についての詳細】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html>

【社会保険料の免除・猶予についての詳細】

<http://www.nenkin.go.jp/new/topics/shinsai.html>

テレワークセミナーの東京会場を変更します

別刊第59号（10月24日配信）でお知らせしました「テレワークセミナー」については、多くの方からお申し込みをいただき、ありがとうございました。

東京会場（11月10日開催）では、会場収容人数を上回るお申し込みがありましたので、会場を以下の通り変更いたします。すでにお申し込みいただきました方には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

東京会場：TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター
（東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー東館）

<http://tkpakasaka-cc.net/>

その他の会場のお申し込みは引き続き受け付けています。テレワークの導入をご検討中の事業経営者、人事・労務管理部門の皆さま、ぜひ、ご参加ください。

【開催日時・会場】

- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/telework.html>
- ・テレワークセミナー申込受付サイト <http://telework1.jp/>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-